労働関係法令遵守状況報告書の適正な報告について

本市と公契約を締結した受注者は、京都市公契約基本条例に基づき、公契約の業務に従事する労働者の労働条件や賃金等に関する法令等の遵守状況など14項目を確認する労働関係法令遵守状況報告書(以下「報告書」という。)を本市に提出する必要があります。

これは、公契約に従事している労働者の適正な労働環境の確保を図ることを目的としており、受注者に対し、その従事する労働者の労働環境について改めて確認することを求めるもので、法令を遵守していないことを確認した場合には、本市は必要な措置を講じるよう求めることとしています。

つきましては、本市と公契約を締結している受注者におかれては、下記の点について留意い ただきますようお願いいたします。

【参考:京都市公契約基本条例URL】

http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/koukeiyaku/koukeiyaku.htm

記

- 1 報告書は事実を記載したうえで、本市に提出する必要があること。
- 2 虚偽の報告書を提出した事業者は、3箇月以上で適正な措置を講じたと本市が確認することができるまでの間、その名称等の公表及び競争入札参加停止の措置を行うことがあること。
- 3 受注者において、既に本市に提出している報告書に事実と異なる点がないかを改めて確認すること。報告書に事実と異なる点がある場合は、契約課(222-3311)にその事実を報告し、労働関係法令を遵守するため適切な措置を講じること。

(以上)